

福井県管理河川 嶺北ブロック減災対策協議会 規約（改正）の新旧対比表

変 更 前	変 更 後
<p>(名称) 第 1 条 この会議は、「福井県管理河川 嶺北ブロック減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。</p>	<p>(名称) 第 1 条 この会議は、<u>水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づき組織することとし、「福井県管理河川 嶺北ブロック減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。</u></p>
	<p><u>(協議会の対象河川)</u> 第 6 条 協議会は、次の河川を対象とする。 ・ <u>洪水予報河川（足羽川、竹田川、日野川）</u> ・ <u>水位周知河川（九頭竜川、日野川、足羽川、兵庫川、荒川、赤根川、清滝川、江端川、天王川、浅水川、鞍谷川、吉野瀬川）</u> ・ <u>その他、協議会が必要と認める河川</u></p>
<p>(会議の公開) 第 6 条</p>	<p>(会議の公開) 第 7 条 内容変更なし</p>
<p>(協議会資料等の公表) 第 7 条</p>	<p>(協議会の資料等の公表) 第 8 条 内容変更なし</p>
<p>(事務局) 第 8 条</p>	<p>(事務局) 第 9 条 内容変更なし</p>
<p>(雑則) 第 9 条</p>	<p>(雑則) 第 10 条 内容変更なし</p>
<p>(附則) 第 10 条</p>	<p>(附則) 第 11 条 本規約は、平成 30 年 6 月 1 日に一部改正する。</p>
<p>別表 2（幹事会）</p>	<p>別表 2（幹事会） 大野市 <u>建設整備課長</u> 勝山市 <u>建設課長</u> 永平寺町 <u>生活安全室長</u></p>